

第七條 支部聯合会規約は党の支部聯合会規約準則に據らるものとす。

第八條 支部聯合会の組織は必ず党中央執行委員会の承認を要する。

第六章 党費及會計

第九條 党費は党員入に付毎年金三十圓とす。

第十條 党費は一定率を以て本部、支部聯合会及支部に分配す。

第十一條 党の予算は中央執行委員会に於て作製し大會の協賛を経るを要す。但し中央執行委員令に於て三分の二以上の同意ありたる時は臨時費を徵集し又は臨時支出を爲すことを得。

第十二條 党費の決算は大會の承認を経るを要す。

第十三條 納入したる党費及寄附金等は一切返戻せず。

第十四條 會計年度は毎年十一月一日より翌年の十月三十一日までとす。

第七章 加入及脱退

第十五條 本党に加入せんとするものは住所、氏名、年齢、職業等を明記し党費を五分以上を副へ本部又は支部へ申し出づべし。党に於て入党を承認したるものに對しては党員章を交付す。

第十六條 党員にして脱退せんとするものはその理由を具し党員章、党員徽章等を添へ届出づべし。

第八章 罰則

第十七條 党員にして左の一に該當するものは中央執行委員会又は大會に於て除名することを得。

一、党の綱領規約決議等に違反したるもの、

二、党の面目を汚損したるもの、

三、党の統制を紊したるもの、

前條の規定は支部及支部聯合会にも準用す。

第九章 附則

第十八條 党の綱領及規約は大會出席代議員三分の二以上の賛成するに非ざれば変更することを不得。

第十九條 本規約施行に關する細則は支部、支部聯合会、規約準則及び大會代議員選出比率等は中央執行委員会に於て之を定む。

別表

党大會の代議員選出率は左の通り之を定む。支部聯合会員百名毎に一名但し黨數五十名以上の場合は一名を加ふることを得。

一、本党の党員たらんとする者は入党申込書に所要(年齢、現住所、氏名、年齢、職業、所属団体)の記入をなし規定の党費を添附し最寄の支部を以て場合又はその他の場合に於ては直接本部に申込むべし

二、入党申込を戻りたる場合は中央執行委員会に於て之を審査し其入党を許可する者は党員證を交

規約施行細則入党手續

一、本党の党員たらんとする者は入党申込書に所要(年齢、現住所、氏名、年齢、職業、所属団体)の記入をなし規定の党費を添附し最寄の支部を以て場合又はその他の場合に於ては直接本部に申込むべし

二、入党申込を戻りたる場合は中央執行委員会に於て之を審査し其入党を許可する者は党員證を交

三、入党申込を戻りたる場合は中央執行委員会に於て之を審査し其入党を許可する者は党員證を交

四、入党申込を戻りたる場合は中央執行委員会に於て之を審査し其入党を許可する者は党員證を交

五、入党申込を戻りたる場合は中央執行委員会に於て之を審査し其入党を許可する者は党員證を交

六、入党申込を戻りたる場合は中央執行委員会に於て之を審査し其入党を許可する者は党員證を交

七、入党申込を戻りたる場合は中央執行委員会に於て之を審査し其入党を許可する者は党員證を交

八、入党申込を戻りたる場合は中央執行委員会に於て之を審査し其入党を許可する者は党員證を交

九、入党申込を戻りたる場合は中央執行委員会に於て之を審査し其入党を許可する者は党員證を交

十、入党申込を戻りたる場合は中央執行委員会に於て之を審査し其入党を許可する者は党員證を交

十一、入党申込を戻りたる場合は中央執行委員会に於て之を審査し其入党を許可する者は党員證を交

十二、入党申込を戻りたる場合は中央執行委員会に於て之を審査し其入党を許可する者は党員證を交

十三、入党申込を戻りたる場合は中央執行委員会に於て之を審査し其入党を許可する者は党員證を交

十四、入党申込を戻りたる場合は中央執行委員会に於て之を審査し其入党を許可する者は党員證を交

十五、入党申込を戻りたる場合は中央執行委員会に於て之を審査し其入党を許可する者は党員證を交

十六、入党申込を戻りたる場合は中央執行委員会に於て之を審査し其入党を許可する者は党員證を交

十七、入党申込を戻りたる場合は中央執行委員会に於て之を審査し其入党を許可する者は党員證を交